

令和5年度事業報告

タクシーを取り巻く情勢は、観光地等におけるタクシー不足問題に端を発した菅前総理のライドシェア導入発言から急激に動き出しました。当然、タクシー業界は安全・安心の観点から反対しておりましたが、デジタル行財政改革会議に押し切られた形です。3月29日に国土交通省は、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の通達を発出しました。これにより、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態解消を目的に地域の自家用車や一般ドライバーによって有償運送を可能とする許可を行っていくとのことでした。

1月に東京ハイヤー・タクシー協会では、「日本型ライドシェア」を4月から導入することを発表しており、4月8日に自家用車活用事業（日本型ライドシェア）の出発式を行いました。アプリごとの活動となっております。タクシー会社がライドシェアをコントロールして、野放図な参入を防ぎたいとの思いが感じ取れます。

また、タクシー事業者以外の者が行う米国型ライドシェア事業に係る法制度について、6月に向けた議論において論点整理をするよう岸田首相が指示しており、今後、タクシー事業において安全・安心が担保できるのか不明なところがあります。そもそもタクシー不足と言われるものは深刻な状況なのか、ライドシェアの運転者のなり手となる人がタクシーの不足とされる時間帯にいるのか、観光地で起こっているオーバーツーリズムによる交通渋滞を加速することにならないか疑問が生じます。

特別区・武三地区における令和4年11月の運賃改定に続き、多摩地区でも令和5年1月から運賃改定要請が行われた結果、令和5年11月20日に改定率10.21%で運賃改定が実施されました。実働日車当たりの営業収入については、実働率が低いなか依然好調を維持しておりますが、タクシー乗務員が充足された場合やライドシェアが動き出したときにどのようになるか不安な点もあります。

2月に国土交通省は、タクシーセンターで実施している新たにタクシー乗務員になろうとする者に対する地理試験を廃止しました。これにより、今までタクシーセンターでの地理試験になかなか合格できなかった受験者が地理試験なしで乗務員になれるという

ことで、乗務員不足の解消の一助に繋がると期待されています。ただ、本当に初めてタクシー乗務員となる方が東京の地理を覚えなくて良いのか、サービスの低下に繋がらないかと考えてしまいます。

協会加入の個人タクシー事業者数は、令和4年6月末時点で特別区・武三地区9,602名、多摩地区378名、合計9,980名と所属事業者数がついに1万人を割り込み、令和6年4月末現在では、特別区・武三地区8,553名、多摩地区352名、合計8,905名と2年弱で1,075名もの大幅な減少が続いており、このまま減少し続けると組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。

減少を続けるなか、自民党の「個人タクシーを応援する議員連盟」の働きかけで実現した特例新規許可ですが、令和5年度の参入枠は、前年度の繰越分を含め特別区・武三交通圏253個、北多摩交通圏1個となりましたが、許可件数は特別区・武三交通圏の48件のみであり、協会関係38件、企業提携個人10件でした。

今年度からは、令和2・3年度に廃業した75歳未満の事業者数を5カ年で按分した数と繰越分に加え、令和4・5年度に廃業した75歳以上の事業者数を5カ年で按分した数も加わり、令和6年度の参入枠は特別区・武三交通圏433個、北多摩交通圏5個、南多摩交通圏4個となりました。示された参入枠を有効に活用し、なおかつ、譲渡譲受の申請件数も増加させなければ、せっかくの特例新規許可も意味がないものになってしまいます。一般廃業をお考えの事業者には譲渡への見直し、また、事業者皆様の後輩、知人の法人タクシー運転者に個人タクシーの魅力を伝えて新規・譲渡譲受申請希望者を募って行くことが大事だと思います。

また、本来、1月末に予定されていた個人タクシーの地理試験廃止も目途が立ち5月に廃止が確実となり、資格要件等のハードルが下がったことで参入しやすくなりますので、このことも法人運転者の後輩の方々に伝えていただき、希望者増に繋がればと考えています。

昨年12月末に国土交通省は、個人タクシーの申請・処理方針等の一部改正等を行い「Uターン・Iターン制度」の創設が明記され、これまで個人タクシーを認めていなかった人口30万人以上の都市が含まれない営業区域でも個人タクシーが認められることになりました。また、譲渡譲受申請では、定年制がない譲渡人は譲受人が60歳以下であれば80歳未満での譲渡が可能になりましたので、こちらを活用した申請も選択肢の一つとしてお考えいただければと思っています。なお、個人タクシー制度発足時から「一

般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシーに限る。）」とされてきたものを「個人タクシー事業」と通達上の表記が変更されました。これは、個人タクシーが社会に定着したことを認めたものと考えます。

1月2日に発生した羽田空港での航空機衝突事故に際し、遅延等の影響を受けた利用者救済に尽力したとして、2月27日に関東運輸局長より、都内の個人タクシー事業者を代表して当協会に対し感謝状が贈呈され、櫻井会長が受領いたしました。事業者の皆様、ご対応ありがとうございました。今後も緊急事態への対応に協力し、社会的貢献を果たしていただき、個人タクシーの存在をアピールしていかなければと考えております。

協会の活動状況については、「令和5年度の各事業の主な取り組み状況」に記載されておりますので詳しくは申しませんが、書面開催を行ってきた事業者研修会を会場にて行うなどコロナ禍の活動縮小状態から本来の通常の活動に戻ってきております。

特に街頭指導については、経済活動が回復するにつれ不適正営業が目立ってきており、街頭指導会議においても個人タクシーによる土橋付近での不適正営業等が議題に上り、行政等から対応を求められていることから、協会でも街頭指導の回数を増やすなどしております。個人タクシーの営業姿勢が問われていますので、ルールを守った適正営業をお願いします。

令和5年度の各事業の主な取り組み状況

I. 安全輸送を確保するために必要な事業

交通事故の削減につきましては、令和3年3月30日に国土交通省において新たに「事業用自動車総合安全プラン2025～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～」が策定されました。

バス、タクシー、トラックの各業態における死者数、事故件数、飲酒運転ゼロ等の削減目標を設定するとともに、行政・事業者・利用者の安全トライアングルにより総力を挙げて事故の削減に取り組むとされ、個人タクシー業界としても、全個協、同関東支部、当協会、会員団体、所属団体、交通共済協組が一丸となって健康起因の事故撲滅、飲酒・ながら・あおり運転の撲滅、またタクシーの特徴的な事故として、交差点の出会い頭の事故や路上横臥轢過事故の防止などの施策に取り組みました。一人ひとりの事業者におきましても日々の安全運転を徹底し、交通安全に対する心掛けや意識を高めながらこれらの目標達成に取り組みました。

安全対策委員会では、「都内における一般道路の死亡事故発生地点状況（タクシー）について」「都内における高速道路の死亡事故発生地点状況について」「横断歩道での歩行者優先ルールの徹底について」「深夜等における路上横臥の轢過事故防止について」「アルコール検知器の保守等に関するポスター」「危険ドラッグ等の薬物使用の弊害等について」「運転中のスマートフォン・携帯電話等使用の危険性について」を作成し周知するとともに、重大事故情報の共有化、セーフティドライブ・コンテスト、交通事故撲滅啓蒙活動への参加等、輸送の安全性の向上に努めました。各団体におきましても危険予知訓練（KYT）等を取り入れた小グループ講習等を実施しました。

また、健康起因による事故防止につきましても、本年度も協会報に標語「脳血管疾患を未然に防ぐため 脳ドックを受診しよう！」をイラスト付きで掲載しました。各団体においても、助成措置などを講じ、定期健康診断による日頃の健康管理、脳血管疾患を未然に予防するための脳MRI健診や脳ドック、心臓疾患などのスクリーニング検査の受診を推進しました。

(1) 交通事故発生件数

国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」及び全個協の「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」に基づき、関東支部において都県協会別の「令和5年人身事故件数削減目標」が設定され、当協会において会員別に所属事業者数の割合で目標件数を割り振り事故防止対策の一層の推進をお願いしました。

人身事故を削減するとともに死亡事故、飲酒運転につきましては、当然のこととして、毎年ゼロを目標に掲げ、東京都個人タクシー交通共済協同組合並びに日個連東京都交通共済協同組合の協力を得ながら交通事故防止に継続的に取り組んでおります。

なお、当協会として独自に集計しております両交通共済協組並びに全個人タクシー協議会からの事故報告件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少していた状況から、タクシー稼働が回復してきた令和4年は総件数で前年を大きく上回りました。令和5年につきましても前年比+22件と増加傾向にあります。なお、ゼロを目指している死亡事故は、前年より1件減少し1件という結果になりました。

	2年	3年	4年	5年
総件数	990件	1,037件	1,219件	1,241件(前年比 +22件)
(死亡事故)	1件	1件	2件	1件(前年比 △1件)
(人身事故)	314件	328件	404件	391件(前年比 △13件)
(物損事故)	675件	708件	813件	849件(前年比 +36件)

(2) 事故防止コンテスト

当協会が主催する事故防止コンテストは、交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位5団体に対し、その取り組みに感謝の意を表すため表彰基準を制定しております。

令和5年の集計における上位団体は下記の通りです。

	団体名	人身事故発生率
1位	東京都個人タクシー協同組合 目黒第一支部	0.00%
2位	東京都個人タクシー協同組合 武三支部	0.57%
3位	東京都個人タクシー協同組合 南多摩支部	1.01%
4位	東京都個人タクシー協同組合 品川第二支部	1.06%
5位	東京都個人タクシー協同組合 野方支部	1.10%

(3) セーフティドライブ・コンテストへの参加

毎年7月から12月までの6ヶ月間、5人一組で無事故無違反の達成を目指す警視庁主催のセーフティドライブ・コンテストに参加しております。

令和5年度も、安全運転・事故防止の徹底を図るため123組615名の参加により無事故無違反の達成に努めました。

コンテストの表彰基準に基づき、無事故・無違反7年連続達成の3団体、無事故・無違反5年連続達成の1団体及び3年連続達成の3団体が表彰となりました。達成率の方は69.9%と昨年より7.6ポイント上回ることができました。また、期間中の交通事故は昨年より1件減少し3件でした。交通違反の方も昨年より27件減少し44件でした。速度違反、歩行者妨害等が多い状況にあります。

	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者	141組	138組	130組	123組
達成者	80組	81組	81組	86組
達成率	56.7%	58.7%	62.3%	69.9%

(4) ドライブレコーダー導入状況

ドライブレコーダーの装着は、事故発生時の客観的な映像として適切かつ迅速な事故処理・事故原因の究明のために大変重要なものとなっています。また、事故防止対策の資料映像として活用するのはもちろんのこと、装着することによる安全運転の励行・事故防止の効果も認められることから、安全対策委員会では両交通共済

協組と連携を取りつつ全車装着に向け普及促進を図りました。実際に事故等を起こした車両がドライブレコーダーは装着されているものの作動されていないなかったということがないように、正常に作動しているか日頃の確認の徹底をお願いします。

車内防犯カメラとの一体型への付け替えも進み、令和5年3月末ではドライブレコーダーの装着は7,761両で、装着率は86.8%でした。

また、ドライブレコーダーや車内防犯カメラ等を装備することは、前出のとおり事故処理や原因の究明、その他各種犯罪の未然防止に大きく寄与しているだけでなく、記録された映像情報は、事故・事件等が発生した際の現場の状況など、まさしく都民の安全・安心に資する多くの参考情報であることから、警視庁と当協会においては「ドライブレコーダー等の映像情報の円滑な提供に関する協定書」により協定を締結しております。引き続き、スムーズな情報提供の対応とドライブレコーダー、車内防犯カメラの更なる装着の推進をお願いいたします。

	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
装着数	9,058 両	8,724 両	8,156 両	7,761 両
装着率	84.4%	85.8%	86.3%	86.8%

(5) 法個事故防止合同活動

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会との法個事故防止合同活動におきましては、法個が連携して春秋交通安全運動及び12月繁忙期の統一街頭活動として、東京運輸支局並びに警視庁の協力のもと各乗り場においてシートベルト着用調査を実施するとともに、乗務員・事業者にはチラシやノベルティグッズを配布しながら交通事故防止指導を行いました。

(6) タクシードライバー交通安全教室参加（高齢事業者対象）

令和5年度の警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全教室は、世田谷の警視庁交通安全教育センターにおいて開催されました。65歳以上の事業者14人が法人ドライバーと合同で参加し、日頃の自分の運転を見直すと

ともに安全運転の重要性を再認識しました。

なお、令和6年度からは、少人数によるきめ細かい指導を通じて交通事故防止に資するため、毎月3名の少人数制の高齢タクシードライバー交通安全講習会として行われます。

(7) 個人タクシーの防犯対策

各団体において防犯対策の一環として研修会や講習会、会議等で活用いただいている東京タクシー防犯協力会の防犯対策DVD「タクシー乗務員が遭遇する犯罪への対処法」につきましては、令和5年9月に改訂版が作成されました。タクシー乗務員が遭遇する各種犯罪への対処の仕方等について、現在の実情に合わせた内容に修正を加えるとともに、近年のタクシー関連犯罪で増加している「当たり屋被害」「車内窃盗・車両盗難」などの事例も新たに盛り込んだ内容となっていますので、引き続き活用いただきますようお願いいたします。

また、11月8日には「防犯責任者等講習会」が開催され、個人タクシー業界からは、東個協、都営協、両交通共済、都個協の防犯協力会担当役員が出席し、講師である警視庁各課の担当官からはタクシーの防犯対策、暴力団情勢、薬物対策、当たり屋対策等についての講演があり防犯知識の普及と意識の高揚に努めました。

車内防犯カメラは、その装着を示すことで犯罪を未然に防ぐ効果も大きく、もしもの時の重要な証拠となる大変効果のある防犯装備の一つであります。装着台数は、7,126両に装備されており、ドライブレコーダーとの一体型の装着が進んでおります。引き続き、防犯仕切板とあわせ装着の推進が望まれます。

令和5年のタクシー強盗は28件で、うち個人タクシーは4件でありました。単独で乗車料金を踏み倒し逃走するケースが多くを占めておりますが、運転者に危害が及ぶケースも発生しており、第一に身の安全の確保そして素早い110番通報等の日常の心構えが重要であります。

また、被害車両のうち防犯仕切板を装着していない車両が3両(10.7%)ありました。

	2年	3年	4年	5年
認知件数	35件	30件	32件	28件
うち防犯仕切板未装着数	18件	9件	5件	3件
%	51.4%	30.0%	15.6%	10.7%

(8) 個人タクシー事業者における法令遵守の徹底について

令和5年度は、無免許運転はなかったものの、本来あり得ない無車検運行が発生しました。優秀適格者に与えられた個人タクシーの許可事業者には“あってはならない”ことは言うまでもなく個人タクシーの信頼を著しく失墜させるものであります。

各団体においては、令和5年度も毎月無車検運行・無免許運転防止のため、車検や運転免許証の更新の確認を行いました。無車検運行・無免許運転等はその確認作業が期限日が来る前に終了していないことにより発生します。ダブルチェック体制やなかなか確認が取れない時は早めに役員に相談するなど、引き続き期限日までに確実に確認作業を終了するようお願いします。

各団体におかれましては、関係法令の遵守及び輸送の安全の確保が責務であることを改めてご指導いただき、役職員の皆様のご協力のもと小グループ講習等を通じ事業者の方々の状況把握と日頃の連携を大切に、絶対に不祥事を出さないという信念に基づき再発防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

II. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策について

(1) 個人タクシー事業者研修会（許可期限更新者対象）

個人タクシー事業者研修会は、新型コロナ禍において書面開催とし会場での研修会は休止をしておりましたが、感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、会場での開催を令和6年6月1日付期限更新者を対象とした研修会より再開いたし

ました。

許可事業者として、関係法令、通達、取扱い基準等の周知に加え、安全輸送や健康管理等にも重点をおき、一層の輸送サービスの向上を期することを目的に東京運輸支局長推薦の研修会として実施しました。

- ・令和5年12月1日更新者 2,283名 書面開催
- ・令和6年6月1日更新者 1,259名 会場開催(2回)

(2) (一社)全国個人タクシー協会関東支部主催の各種講習会への参加

- ・個人タクシー試験講習会 86名受講
- ・個人タクシー事業講習会 266名受講

2. 利用者へのサービス向上対策について

社会から厳しい評価を受けている個人タクシーが、再生をかけ導入したマスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在では8,524人、その参加率は、94.5%となっております。参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、各団体におきましてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。

乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフレーズ運動や初乗距離短縮運賃、運転免許証返納割引などを導入している中で、接客の基本の徹底、更には「おもてなしの心」を表せるようワンクラス上のお客様対応により個人タクシーの存在感が示せるようサービスの向上に取り組みました。

(1) 「個人タクシー利用者感謝の日」PRキャンペーン活動(12月1日～21日)

利用者の皆様には、日頃の感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度を中心とするサービス向上のPRを、事業者には業界全体で取り組んでいるマスターズ制度を再認識し、個人タクシーが存続するために世論からの信頼回復を図るべく、自主努力が不可欠であるということを自覚し、更なるサービス向上を推進すること

を目的に、関東支部と共催で令和5年度も12月に「個人タクシー利用者感謝キャンペーン」活動を展開しました。

マスターズ制度等のPRチラシを制度参加事業者が車内で利用者に配布し、二次元コードから必要事項を入力いただき、ご利用の領収書画像を添付してのWEB上からの応募により、今回は2,081通のご応募をいただきました。

本年度も自然災害等の復興支援策の一環として、当選賞品には被災地の特産品などを盛り込み、1月24日に抽選会を行い総計715名の利用者にお贈りしました。

また、当選者が利用した事業者にも副賞を贈り制度参加への意識高揚を図りました。

・	キャンペーンPRチラシ		約 114,000 枚	配布
・	応募総数		2,081 通	
・	当選者	マスター賞	JTB旅行券	15組
		ふたつ星賞	特産品	100名
		ひとつ星賞	協会特製クオカード	600名

(2) 第30回個人タクシー利用者懇談会（11月29日）

公共交通機関として、日頃ご利用いただいている利用者からご意見・ご提案等を伺い、諸施策の参考とするため利用者懇談会を毎年1回開催しています。令和5年度は、昨年委嘱をしたアドバイザーの2回目の懇談会で前回頂戴したご意見等につきましてその対応を報告するとともに、意見交換を行いました。

アドバイザーの皆様からは「私の身内がタクシーをよく使うが、一番大切にしているところは、やはり安心・安全と言っている。ライドシェアについてはそのあたりを心配していた。経営白書にも「タクシーは接客技術や地理的知識などのソフト面のみならず、ハード面でも厳格な車両管理、運行管理下で、万が一の事故の際にしっかりと補償が担保された安全・安心な公共交通機関です」と記載があるが、本当にここだと思う。日本に住んでいると安全や安心は気にしなくても付いてくるものになってしまう。最近海外を例にとり、いろいろなことが変わってきているが、タクシーにはこの精神を大切にしてほしい。「安全・安心」がきちんとしている個人タクシーの方々の声を届けて簡単にライドシェアを認めないように運動をしていた

だきたいと思っている。」「最近タクシーが少なくなったと思う。また、外国の方が日本のタクシーは優秀ということで観光などでも多く使われていると聞く。東京駅などは乗るのが大変なようだが、協会として次世代の担い手の育成というか、高齢化もあると思うし、運転手さんが増えないと難しいのではないかと思う。何か考えていることややられていることはあるのか。」「年齢とともに足が不自由になってくるとタクシーはとても助かる。乗り降りしやすいスライドドアのタクシーが増えてほしい」といったご意見・ご提言もいただきました。

(3) 優良タクシー乗り場

利用者がタクシーを選別でき安心して利用できる環境整備対策として導入された優良タクシー乗り場は、現在都内で13地区27箇所になっています。

銀座乗車禁止地区においては、一般タクシー乗り場はすべて優良タクシー乗り場として運用されております。

なお、各優良タクシー乗り場及び羽田空港第1・第2ターミナル各乗り場は、「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」の携行が入構条件の一つとなっておりますが、当協会におきましては、入構の有無にかかわらず全ての事業者が、外国人利用客の利便向上に資するため、常時「WELCOME ABOARD」ステッカーの貼付と「指差し外国語シート」を携行することとしております。

優良タクシー乗り場につきましては、引き続き入構資格のあるマスター（みつ星）事業者並びに東京タクシーセンター優良運転者表彰を受けた事業者の方々の積極的な入構へのご協力をお願いいたします。

また、東京タクシーセンターの優良運転者表彰につきましては、推薦基準の運転者としての継続勤務期間については法個通算して表彰区分ごとの年数を勤務していれば資格を満たすこととなっており、個人タクシー1年目の事業者でも一般表彰（5年表彰）を受けられますので、有資格者におかれましては、積極的に申請されますようお願いいたします。

(4) 環境にやさしい低公害車「EV・HVタクシー」の推進

環境にやさしいエコタクシーの普及を促進する観点から、丸の内にある新丸ビル

前タクシー乗り場が低公害車専用の「EV・HVタクシー乗り場」として運用されており、個人タクシー車両も積極的に入構し運営に協力しております。

4月現在の個人タクシーの電気自動車は特別区武三交通圏では16両、ハイブリッド自動車は6,714両、北多摩交通圏においては、電気自動車が1両、ハイブリッド自動車が97両、南多摩交通圏においては、ハイブリッド自動車が176両あります。

(5) 携帯電話メール活用による情報提供並びに情報収集システム

東日本大震災の発生を契機に、災害時等における行政機関からの緊急要請や都内の道路、各駅のタクシー乗り場の状況等について、携帯電話メールを活用し、適時適切な情報を個人タクシー事業者へ直接提供するとともに、迅速な情報収集も行えるシステムを整え運用しております。緊急時の帰宅困難者等の対応だけでなく、新しい乗り場等の情報提供や日頃の事業者の動向等についてもメールを活用し実態を把握するなど、情報を共有化してより一層の利用者利便の向上に努めております。

1月2日に発生した羽田空港の航空機事故の影響により、深夜における車両不足が生じた際にも、国土交通省からの協力要請に基づき、携帯電話、スマートフォンへのメールによる情報提供を行い、多くの事業者へ入構のご協力をいただきました。2月27日には、関東運輸局長より同事故における旅客輸送協力に対する感謝状を受領いたしました。

(6) 個人タクシー環境美化運動

タクシー乗り場やその周辺、団体事務所近隣等での清掃活動は、従来から個人・グループ・団体単位等で地域に根差した取り組みが行われております。

当協会におきましても、東個協・都営協合同による社会貢献策の一環として、都内各駅のタクシー乗り場での清掃活動を実施しており、毎月有志の皆様6名を基本として令和5年度は12回出動いただきました。有志の皆様には心より感謝申し上げます。

お客様に気持ち良くご利用いただける乗り場として環境美化運動を都内各地で実施してまいります。

(7) 東京観光タクシードライバー認定制度

東京都内のタクシー事業者と東京の観光に係わる者が連携し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図ることを目的に、「観光知識」と「おもてなしの心」を備えたドライバーを育成する東京観光タクシードライバー認定制度は平成24年度よりスタートしており、現在認定を受けている個人タクシー事業者は145名になりました。

観光需要が急速に回復している状況もあり、各団体においてもさまざまな観光メニューを設定するとともに、認定ドライバーがさらに増えるよう取り組んでおります。

(8) 新事業者乗務証

車内に掲示しております事業者乗務証につきましては、利用者等によって撮影され運転者の個人情報やSNSにアップされる事案が発生するなど、運転者のプライバシー保護が急務とされておりました。

こうした状況から、運転者が安心して働くための環境整備の一環として、令和5年8月1日よりタクシー業務適正化特別措置法施行規則が一部改正され事業者乗務証の様式が変更されました。

新乗務証の掲出方法につきましては、顔写真や氏名等が記載されていた表面は裏返しをして、利用者側には許可番号のみが記載されている裏面を掲示することになりました。

(9) 車内禁煙表示

令和5年8月1日より運輸規則の一部が改正され、「旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。」ことになりました。

現在、令和2年4月1日の改正健康増進法の施行により、既にタクシー車内は禁煙とされ、何人もタクシー車内で喫煙してはならないとされているところですが、今後インバウンド需要が回復していくことが見込まれる中で旅客に適切な情報を提供するという観点から、事業用自動車内は禁煙であることが明確に示されていることが望ましいという考えのもと、新たに禁煙表示が義務付けられました。

禁煙の表示につきましては、施行日以降に代替えをした車両から適用となっておりますが、この場合禁煙の表示車両・非表示車両が混在し、利用者に誤解を招く恐れがあり、またトラブルの発生のもとになることが想定されることから、禁煙マークステッカーが届き次第、当協会所属のすべての車両に貼付しました。

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について

令和5年度の東京都内の個人タクシー事業者に対する行政処分の状況（無所属除く）を見ますと6事業者に対して行われました。そのうち1事業者が無車検運行他により車両停止60日車、1事業者が運送引受義務違反により車両停止44日車、1事業者が乗禁地区における乗車他により車両停止40日車、1事業者が運賃届出違反他により車両停止20日車、2事業者が乗務記録の記録事項の不備他により文書警告の処分を受けております。

銀座・新橋地区をはじめとする都内各地での不適正営業、空車タクシー待機列による交通障害も未だに発生しております。銀座乗禁地区内（規制中）における乗り場以外での待機行為（乗り場無視）、乗禁地区営業、待機禁止無視、進入禁止無視、客選び行為及び優良タクシー乗り場への不正入構など、多くの事業者が個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている中で、このような行為は許せることではありません。適正営業を徹底されますようお願いいたします。

東京タクシーセンターの指導協力員制度は、法人各社の管理者や個人各団体の指導担当者を対象にした指導協力員が選任され、個人タクシー業界からは当協会の街頭営業適正化特別委員会委員8名と同推進指導員20名、また東個協・都営協からも各指導担当者が指導協力員として委嘱されております。法個を合わせこの指導協力員が問題地区の適正化に向け街頭指導を実施し是正指導にあたりました。

当協会におきましても、これらの是正指導の他、推進指導員が計画された日程（非公開）に基づき出動し、ビデオ撮影等による不適正営業事業者の特定にも力点を置き、銀座・新橋地区等において不適正営業を繰り返す一部の悪質な事業者に対しては厳しく対応し、緩めることなく正常化に努めております。

なお、個人タクシーによる東京タクシーセンター指導員に対する危険行為や街頭指導会議においても土橋付近での不適正営業等が議題に上がるなど、行政等から対

応を厳しく求められております。

令和5年度の街頭指導は不適正営業も増加傾向にあることから出動回数も前年度の30回から53回に増強し、指導員につきましても前年度の延べ89名から延べ158名での出動となりました。

(1) 街頭営業適正化特別委員会委員及び推進指導員による街頭指導

- ・ 問題地区等への出動(銀座・新橋地区) 41回 (122名出動)
- ・ 東京タクシーセンター指導協力員としての出動 12回 (36名出動)

その他、銀座地区の渋滞対策会議、各警察署・関係機関の渋滞・事故防止対策会議等への出席

(2) 不適正営業処理事案の状況

東京タクシーセンターや協会推進指導員等からの不適正営業等指導通報の対象事案に基づき、令和5年に警告事案、処分事案として対処した事案は、前年の67件から23件(34.3%)増加し90件でした。新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類への移行に伴いタクシー稼働も本格的に回復している状況の中で、不適正営業も目立ってきており、街頭指導の出動回数を増やすとともに、排除指導から従来のビデオ撮影による摘発に重点を置いて警告事案・処分事案として処理しました。

(3) (公財)東京タクシーセンターの団体指導責任者講習会及び指導協力員報告会

個人タクシー業界から当協会の街頭営業適正化特別委員会委員と同推進指導員、また東個協・都営協からも各指導担当者が東京タクシーセンターの指導協力員として委嘱されております。

9月6日、9月8日の2回に分け東京タクシーセンターにより、個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び指導協力員報告会が開催されました。各問題地区での指導状況の報告や今後の対応等についての説明があり、その後活発な意見交換が行われました。

また、報告会の中では、東京タクシーセンターより日頃の街頭指導等への協力に対する感謝状が指導協力員に渡されました。

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関誌等の刊行と広報活動について

(1) 関係法令、通達等の周知

関係法令の一部改正や通達等については、隔月開催の理事会で報告及び説明し、会員団体へも随時通知いたしました。

(2) 協会報の発行

隔月発行しております協会報は、理事会をはじめ業界の最新情報や現状をお知らせする他、地理モニター調査員からの「地理モニター報告」なども掲載し紙面の充実を図り、事業者一人ひとりに配付しました。

(3) 協会ホームページの充実

協会ホームページは、お客様への情報、組織内向けの情報、個人タクシー開業希望者への情報、データライブラリー等を掲載しております。組織内向けの情報では、関係通達や協会規定類の改定、申請・届出様式等、常に最新の内容に更新し更なる利便向上に努めました。

また、お客様へは「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」の応募方法や当選者情報の他、優良タクシー乗り場のお知らせやマスターズ制度についてもわかりやすく掲載し、より多くのお客様に個人タクシーをご利用いただけるようPRにも努めました。

5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

(1) 経営白書の刊行

令和5年度版経営白書 ～はじめに～ より一部抜粋。

令和5年に入り3年以上続いたコロナ禍も、3月にはマスクの着脱も個人の判断に委ねられ、行動制限や自粛要請といった各種規制もなくなり、社会全般もコロナ以前の状態に戻ってまいりました。5月8日には新型コロナウイルス感染症における法律上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症」（2類相当）から季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症に移行されたことを受け、国内経済も本来あるべき姿を取り戻すべく本格的に動き出しております。

国内の動向では、5月19日から21日に日本が議長国を務めるG7広島サミットが開催され、G7はじめ招待国の首脳が一堂に会しました。また、ウクライナのゼレンスキー大統領も緊急来日し、岸田首相とともに平和記念公園で献花が行われました。ロシアによるウクライナ侵攻が収束を見せていないなか、平和国家としての日本が世界情勢の安定化へ取り組む姿勢を世界へ向けて強く発信することとなりました。

さて、個人タクシーもコロナ禍のため、大変苦しんだ3年間でしたが、令和5年に入り規制の緩和が徐々に進み、観光地並びに歓楽街では賑わいが戻り昼夜を問わず、営業収入もコロナ以前に戻りつつあります。また、GO、S-RIDE、DiDiなど各種スマホ配車システム等の活用により業務が効率化されたことで業績を上げている事業者が居るなかで、決済方法の多様化により料金収受の際に決済機の取扱いに苦勞されている事業者もいることから新業態に慣れるまで今少し時間がかかりそうです。

現在、我々個人タクシー業界が直面している課題である事業者数の激減状況については、決定的な打開策が見いだされておきませんが、既存の事業者一人ひとりが、世の中のニーズに応えつつ、何よりも「安全・安心」をモットーに個人タクシーのイメージアップを図り、社会に必要とされる存在でなければなりません。先般パッケージ案で示された令和10年までの特例新規許可枠を最大限に活用して事業者数の減少を少しでも留めるよう努めていきたいところです。

また、10月1日から、インボイス制度がスタートしております。制度開始より

3年間は特例措置により、納税額は仮受消費税のうち20%とのことですが、皆様の領収書自動発行機器はインボイス登録番号、消費税率の印字等の改修はお済でしょうが、経過措置に甘えることなくしっかりと対応していかなければなりません。最後に日本の社会制度の変化にしっかりと対応して、選ばれる個人タクシーを目指して頑張っていくために、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年度版個人タクシー経営白書は、サブタイトルを“適正営業で選ばれる個人タクシー”として10月に刊行しました。

(2) 運賃改定（北多摩交通圏・南多摩交通圏）

令和4年11月14日より東京特別区・武三交通圏におきまして運賃改定が行われましたが、北多摩交通圏、南多摩交通圏におきましても、令和5年1月から法人タクシー事業者より、タクシー乗務員の労働環境の改善・人材確保、燃料費高騰への対応、安心・安全・快適なサービスの提供のための設備投資の増大等により運賃改定の要請がなされ、審査を経て10月20日付にて新たな公定幅運賃が公示されました。初乗は最初の1.091キロメートルまで500円、加算は233メートルまでごとに100円で、11月20日より実施となりました（改定率10.21%）。

当協会においても、切迫した日程の中で改定作業がスムーズに進むよう諸届出用紙、運賃料金表、運賃ステッカー、リーフレット等を作成・配付するとともに多摩地区の各団体の協力のもと取りまとめ作業を行いました。

6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備作成について

(1) 輸送実績調査及び集計

輸送実績、事業報告については、各団体が支局に提出したものと同様のものを提出いただき、当協会事務局において全事業者の輸送実績データから、より多くの標準的事業者の輸送実績の集計作業を行い、諸施策に活用いたしました。

(2) (一社)全国個人タクシー協会の各種調査への協力

(一社)全個協が行うタクシー運賃現況調査、輸送実績関係調査、車両設備に係る調査等に協力しました。

Ⅲ. 事業者の相互扶助を図るための共済事業について

死亡共済事業につきましては、令和5年度は申請のあった44名のご遺族に死亡共済金を給付いたしました。

令和5年度の死亡事業者数を見ますと、前年度から5名減少し59名でした。死亡者の平均年齢は68.7歳で、死亡原因としては、循環器系、消化器系、呼吸器系等の生活習慣病に起因するものが多く見られました。その内癌による死亡者は18名(30.5%)と前年からマイナス9名で、その割合も11.7ポイント減少しました。引き続き、健康診断による早期発見・早期治療と再診・再検査の徹底をお願いします。

・死亡者数

4年度	5年度
64名 平均年齢 68.5歳	59名 平均年齢 68.7歳 (前年△5名)
うち癌による死亡者 27名(42.2%)	うち癌による死亡者 18名(30.5%)

Ⅳ. 事業者のために行う関係官庁等への事務代行事業

(1) 譲渡譲受認可申請及び事前試験申込件数

・譲渡譲受認可申請件数 (令和5年5月～令和6年4月)

申請前合格 197件

申請後試験 11件

・事前試験申込件数 (令和5年8月・12月・令和6年4月)

338件

令和5年12月28日に国土交通省通達「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針」が一部改正され、法人タクシー事業者が撤退してしまったような地域において、都市部で十分な経験を積んだ個人タクシー事業者がUターン・Iターン制度により運送を担うことができるようになりました。Uターン・Iターンが可能な営業区域は、人口がおおむね30万人以上の都市が含まれない既存の個人タクシー営業区域以外で、かつ特定地域及び準特定地域を除いた営業区域であり、個人タクシーの営業が可能として公示された地域となります。本通達に基づき各地方運輸局において、許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準が一部改正されるとともに、Uターン・Iターンが可能な営業区域も公示されました。

また、Uターン・Iターン制度とは別に、譲渡譲受申請における譲渡人の資格要件も緩和されました。定年制のない事業者においては満80歳の誕生日の前日まで譲渡申請が可能となりました。その場合の譲受人は60歳以下に限られます。

新規許可者における事業用自動車につきましては、世界的な半導体部品不足により新車確保には相当な期間を要しており、またその遅れが中古車市場にも大きく影響し、新規許可者が4か月の運輸開始期間内に車両を手配することが難しい場合もあり得ることから、令和5年度におきましても「事業用自動車調達状況調査」を実施するとともに、万が一に備え、各団体で活用いただけるよう「運輸開始期間延長願出書」様式を配付しました。

個人タクシー事業者数が大きく減少し続けている中で、個人タクシー希望者がなかなか集まらない状況ではありますが、減少に少しでもブレーキが掛けられるよう、新型コロナ禍及び高齢化対策として設けられた許可の特例的な新規許可枠をしっかりと活用し、かつ譲渡譲受申請も今まで以上に推進していくことが大切であり、法人タクシー乗務員へ個人タクシーの魅力を発信し、一人でも多く個人タクシー希望者を確保いただけるよう各団体にご協力をお願いします。

令和元年8月1日から譲渡譲受の円滑化が導入されており、全国個人タクシー協会、同関東支部、当協会においては、旅客の運送を行わない条件の下に、許可期限が譲渡譲受認可の日までに延長された場合については、譲渡人は運送収入が途絶えるにもかかわらず事業用車両並びに車庫等は引き続き確保しておかなくてはならないなどの

状況から、譲渡人の負担を少しでも軽減し、譲渡譲受をさらに推進することを目的に協会会費の免除を引き続き行いました。

また、事前試験合格者の申請処分状況、死亡後譲渡譲受申請処分状況、許可条件変更申請状況につきましては、理事会で報告するなど情報提供にも努めました。

(2) 期限更新申請件数

令和5年12月1日更新者	2,220 件
令和6年6月1日更新者	1,288 件

(3) 表彰関係

令和5年自動車関係功労者表彰	2 名
令和5年関東運輸局長表彰	9 名
令和5年東京運輸支局長表彰	26 名
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰	58 団体
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰	336 名
令和5年交通栄誉章「緑十字銅章」	7 名
(一社)東京都個人タクシー協会長表彰	22 名

以上、令和5年度の事業活動の概況について申し述べましたが、それぞれの事業の実施に当たりましては、各団体役員並びに事務局各位に多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。皆様方のご尽力によりまして、円滑な業務運営をすることができ、かつ、一定の成果を収めることができました。改めて心から感謝を申し上げます。

また、関係行政庁及び関係機関の懇切なご指導、ご鞭撻に対しましても厚く感謝を申し上げます。新年度におきましても、引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

令和5年度の活動状況

I. 総会・理事会等

(1) 第10回定時総会

7月3日 日個連会館 「議決権行使者58名 出席」

(2) 正副会議

5月10日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
6月1日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
7月3日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務、他2名」
8月1日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
9月1日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
10月3日 「櫻井会長、水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
11月10日 「櫻井会長、水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
12月7日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
1月12日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
2月2日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
3月4日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」
4月2日 「櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務」

(3) 理事会

第85回 5月22日 日個連会館 「理事22名中22名出席」
第86回 7月3日 日個連会館 「理事22名中22名出席」
第87回 9月15日 日個連会館 「理事22名中22名出席」
第88回 11月24日 日個連会館 「理事22名中21名出席」
第89回 1月23日 日個連会館 「理事22名中21名出席」
第90回 3月18日 日個連会館 「理事22名中22名出席」

(4) 監査

5月15日 令和4年度期末監査 「上原・小池両監事、櫻井会長、大森専務」
11月20日 令和5年度上期監査 「上原・小池両監事、櫻井会長、大森専務」

(5) 総務委員会

第10回 8月22日 「和田委員長、大野副委員長、佐野・笠間・鈴木・高橋各委員、
水野担当副会長、大森専務」

(6) 財務委員会

第18回 5月15日 「千田委員長、加藤副委員長、吉野・田中・平本・松田各委員、三嶋担当副会長、
大森専務」
第19回 11月20日 「千田委員長、加藤副委員長、吉野・田中・松田各委員、三嶋担当副会長、
大森専務」

Ⅱ. 安全輸送を確保するために必要な事業

- (1) 安全対策委員会
第10回 8月30日「馬場委員長、渡邊・斎藤両委員、橋本担当副会長、大森専務」
- (2) 法個事故防止対策関係
5月16日 法個シートベルト着用調査・PR活動
橋本副会長、馬場安対委員長、管理部部長、業務部次長
9月26日 法個シートベルト着用調査・PR活動
馬場安対委員長、田中委員、管理部部長
12月21日 法個シートベルト着用調査・PR活動
馬場安対委員長、田中委員、業務部次長
4月9日 法個シートベルト着用調査・PR活動
橋本副会長、馬場安対委員長、管理部部長、業務部次長
- (3) タクシードライバー交通安全教室 警視庁交通安全教育センター
10月11日 東個協受講者7名、都営協受講者7名 渡邊安対委員
- (4) 11月15日 警視庁主催電動キックボード交通安全教室 警視庁交通安全教育センター
馬場安対委員長、田中・渡邊・斎藤各委員
- (5) 東京タクシー防犯協力会
6月9日 監査 東タ協 橋本副会長
7月18日 総会 アルカディア市ヶ谷 櫻井会長、丸山・橋本両副会長、管理部部長
11月8日 防犯責任者等講習会 アルカディア市ヶ谷 丸山副会長、事務局：管理部部長
- (6) セーフティドライブ・コンテストへ123組615名で参加

Ⅲ. サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

1. 良質な輸送力の確保対策

- (1) 個人タクシー事業者研修会
 - ・令和5年12月1日更新対象者 2,283名 書面開催
 - ・令和6年6月1日更新対象者 なかのZEROホール
 - 1回 1月15日 614名 支局：須藤専門官、小笠原専門官
鶯谷健診センター：本井保健師
橋本副会長、大野・弘兼・三浦各理事
 - 2回 1月17日 645名 支局：須藤専門官、小笠原専門官
鶯谷健診センター：本井保健師
三嶋副会長、植村・綾部・加藤各理事
- (2) 東京運輸支局許可期限更新特別研修
 - 9月25日 対象事業者 350名 西新井文化ホール 中田・三浦・弘兼各理事、大森専務
 - 4月23日 対象事業者 504名 西新井文化ホール 橋本・三嶋両副会長、大森専務

2. 利用者へのサービス向上対策

- (1) 個人タクシー利用者感謝の日 キャンペーン活動 12月1日～21日
マスターズ制度参加者による個人タクシーPRチラシを車内配布
チラシに掲載したQRコード、URLからWEBによる応募
協会ホームページにもキャンペーンPR
当選賞品：旅行券や特産品（東日本大震災をはじめとする自然災害等の復興支援策の一環として被災地域を中心に選定）、クオカード
※当選者が利用した個人タクシー事業者にも副賞
- (2) 第30回個人タクシー利用者懇談会 11月29日 日個連会館 出席アドバイザー：14名
富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務、和田総務委員長、大野総務副委員長、佐野・笠間・高橋・鈴木各委員

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進

- (1) 街頭営業適正化特別委員会
第19回 7月6日「水野委員長、三嶋副委員長、鹿野・伊藤・浅生・和田・加藤・黒木各委員、大森専務」
- (2) 9月6日 東京タクシーセンター主催「個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター指導協力員報告会」 日個連会館 出席者44名
9月8日 東京タクシーセンター主催「個人タクシー事業者団体の指導責任者を対象とする講習会及び東京タクシーセンター指導協力員報告会」 日個連会館 出席者32名
- (3) 街頭指導関係
5月10日 六本木地区街頭指導 伊藤委員、第9指導班2名
5月15日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第10指導班2名
5月25日 銀座・新橋街頭指導 加藤委員、第1指導班2名
6月6日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、鹿野委員、第8指導班1名
6月14日 銀座・新橋街頭指導 和田委員、第2指導班2名
6月22日 銀座地区街頭指導 黒木委員、第3指導班2名
7月11日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第5指導班2名
7月20日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第6指導班2名
7月24日 銀座地区街頭指導 加藤委員、第4指導班2名
8月3日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第7指導班2名
8月9日 銀座・新橋街頭指導 水野委員長、第8指導班2名
8月21日 銀座・新橋街頭指導 三嶋副委員長、第10指導班2名
8月24日 銀座地区街頭指導 和田委員、第1指導班2名
8月30日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、第2指導班2名
9月4日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第3指導班2名
9月5日 銀座地区街頭指導 黒木委員、第5指導班2名
9月13日 銀座・新橋街頭指導 加藤委員、第6指導班2名
9月21日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第4指導班2名
9月25日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、第7指導班2名
10月5日 銀座・新橋街頭指導 和田委員、第8指導班2名

10月11日 銀座・新橋街頭指導 水野委員長、第9指導班2名
 10月13日 東京運輸支局合同特別街頭指導 水野・三嶋両副会長
 10月17日 六本木地区街頭指導 伊藤委員、第10指導班2名
 10月19日 銀座・新橋街頭指導 三嶋副委員長、第1指導班2名
 10月23日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第2指導班2名
 11月9日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、第5指導班2名
 11月13日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第3指導班2名
 11月21日 六本木地区街頭指導 和田委員、第4指導班2名
 11月22日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第6指導班2名
 11月27日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第7指導班2名
 12月6日 銀座地区街頭指導 鹿野委員、第8指導班2名
 12月11日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第9指導班2名
 12月14日 銀座・新橋街頭指導 加藤委員、第10指導班2名
 1月11日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第1指導班2名
 1月15日 銀座地区街頭指導 加藤委員、第2指導班2名
 1月18日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第3指導班2名
 1月23日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、第4指導班2名
 1月29日 銀座・新橋街頭指導 和田委員、第5指導班2名
 2月8日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第6指導班2名
 2月13日 銀座・新橋街頭指導 和田委員、第7指導班2名
 2月21日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第8指導班2名
 2月26日 六本木地区街頭指導 浅生委員、鹿野委員、第9指導班1名
 2月28日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第10指導班2名
 3月4日 銀座・新橋街頭指導 加藤委員、第5指導班2名
 3月11日 六本木地区街頭指導 和田委員、第3指導班2名
 3月14日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第4指導班2名
 3月19日 銀座・新橋街頭指導 伊藤委員、第2指導班2名
 3月27日 銀座・新橋街頭指導 浅生委員、第1指導班2名
 4月3日 銀座・新橋街頭指導 黒木委員、第10指導班2名
 4月11日 銀座・新橋街頭指導 和田委員、第9指導班2名
 4月16日 銀座・新橋街頭指導 加藤・浅生両委員、第8指導班1名
 4月18日 銀座地区街頭指導 伊藤委員、第7指導班2名
 4月22日 銀座・新橋街頭指導 鹿野委員、第6指導班2名

(4) 乗り場問題・交通対策関係会議

6月13日 第4回中野区交通政策推進協議会 中野区産業振興センター 橋本副会長、事業部次長
 7月21日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクセ 管理部部長、事業部次長
 7月26日 銀座ショットガン運営協議会 東夕協 大森専務、事業部次長
 8月28日 第5回中野区交通政策推進協議会 中野区産業振興センター 橋本副会長、事業部次長
 11月16日 第6回中野区交通政策推進協議会 中野区産業振興センター 事業部次長
 2月5日 第7回中野区交通政策推進協議会 中野区産業振興センター 橋本副会長、事業部次長
 2月6日 銀座ショットガン運営協議会監査 タクセ 管理部部長、事業部次長
 2月22日 銀座ショットガン運営協議会 東夕協 大森専務、事業部次長

4. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策

(1) 経営資材委員会

- 第28回 8月2日 「富田委員長、弘兼副委員長、堀内・田中・日向野・植村各委員、丸山担当副会長、大森専務」
- 第29回 8月28日 「富田委員長、弘兼副委員長、堀内・田中・日向野・植村各委員、丸山担当副会長、大森専務」
- 第30回 9月29日 「富田委員長、弘兼副委員長、堀内・田中・日向野・植村各委員、丸山担当副会長、大森専務」

(2) 令和5年度版個人タクシー経営白書 10月発行

～適正営業で選ばれる個人タクシー～

IV. 監督官庁が行う行政事務の協力および事業者が行う関係官庁への事務代行

(1) 譲渡譲受認可申請及び事前試験申込件数 令和5年5月～令和6年4月

申請前合格	197件
申請後試験	11件
事前試験申込	338件

(2) 期限更新申請件数	12月1日更新者	2,220件
	6月1日更新者	1,288件

(3) 8月18日 多摩地区登録諮問委員会 書面開催

(4) 表彰関係

令和5年東京運輸支局長表彰式	9月21日	品川区立荏原平塚総合区民会館	26名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良事業者団体表彰式	9月28日	ホテルイースト21東京	58団体受賞
令和5年関東運輸局長表彰	10月19日	神奈川県立青少年センター	9名受賞
令和5年国土交通大臣表彰	10月27日	国土交通省	2名受賞
令和5年交通栄誉章「緑十字銅章」	11月16日		7名受賞
(公財)東京タクシーセンター優良運転者表彰式	12月6日	ホテルイースト21東京	336名受賞
(一社)東京都個人タクシー協会会長表彰式	1月23日	日個連会館	22名受賞

V. (公財)東京タクシーセンター関係

(1) (公財)東京タクシーセンター評議員会

- 6月27日 ホテルグランドホテル市ヶ谷 櫻井会長
- 3月14日 臨時評議員会 ホテルグランドホテル市ヶ谷 櫻井会長

(2) // 理事会

- 3月4日 アルカディア市ヶ谷 富本副会長

(3) // 登録諮問委員会

- 6月13日 タクセン 丸山・橋本両副会長

8月3日 タクセ 丸山・橋本両副会長
9月7日 タクセ 丸山副会長
10月27日 タクセ 丸山・橋本両副会長
3月8日 タクセ 丸山副会長

(4) // 適正化事業諮問委員会

6月14日 タクセ 水野・三嶋両副会長
1月26日 書面開催
3月11日 タクセ 水野副会長

(5) // 街頭指導会議

6月16日 タクセ 三嶋・橋本両副会長、大森専務
10月24日 タクセ 水野・三嶋両副会長、大森専務
2月26日 タクセ 水野・三嶋・橋本各副会長、大森専務

(6) // タクシー評価委員会

7月5日 グラントビル市ヶ谷 水野副会長

(7) // 乗り場管理運営委員会

6月16日 羽田空港委員会 タクセ 大森専務
11月27日 書面開催

(8) // 英語おもてなしコンテスト

11月2日 T-CATホール 丸山副会長

VI. その他の会議等

5月25日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会通常総会 ホテルニューオータニ
櫻井会長、富本・水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務
8月23日 羽田空港における白タク行為防止に係る啓発活動 羽田空港 大森専務
10月30日 第39回全都個人タクシー野球大会開会式 江戸川区球場 櫻井会長
11月1日 東個協創立60周年記念式典 京王プラザホテル 大森専務
11月28日 羽田空港における白タク行為に係る対策会議 東京運輸支局 大森専務
1月10日 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会新年賀詞交歓会 ホテルニューオータニ
櫻井会長、水野・丸山・橋本・三嶋各副会長、大森専務
2月8日 羽田空港における白タク行為に係る啓蒙活動 羽田空港 大森専務
2月27日 関東運輸局 羽田空港航空機事故における旅客輸送協力に対する感謝状授与
櫻井会長、大森専務